

公共建築物木造・木質化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域の間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地場産業の再生を図り本県の林業・木材産業等の振興に資するため、公共建築物木造・木質化推進事業に要する経費について、予算の範囲内において事業実施主体に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日29林政政第892号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日29林政経第349号林野庁長官通知）。以下、「実施要領」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる補助事業者は、別表1の事業実施主体とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助率は別表1のとおりとし、補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た金額（千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）を超えないこととする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条に基づく補助金の交付申請をする場合は、次に掲げる書類各1部を知事に提出しなければならない。

- (1) 公共建築物木造・木質化推進事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請書類を提出するに当たって、補助金の交付を受けようとする者は、当該補助金についての仕入れに係る消費税等相当額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金についての仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項第2号の事業計画書（第2号様式）について、別表2に基づき作成するものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、第4条第1項の書類を受理した場合において適当と認めるときは、当該申請者に対し、補助金の交付の決定を通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、第4条第2項本文の規定により補助金についての仕入れに係る消費税等相当額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該補助金についての仕入れに係る消費税等相当額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定により、補助金の交付を申請した者が申請の取り下げを

することができる期日は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(変更等の承認の申請)

第7条 補助事業者は、事業計画書(第2号様式)に記載の内容において、別表3に定める変更の承認を受けようとするときは、変更等承認申請書(第4号様式)に、第5条第1項第2号から第4号までに掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、補助事業者は当該事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(知事の承認を要しない内容又は経費の配分の軽微な変更)

第8条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、別表3に定める変更以外のものとする。

(着手届)

第9条 補助事業者は、事業に着手したときは、当該事業着手後10日以内に着手届(第5号様式)に工事請負契約書又は売買契約書の写し及び工事請負業者の着工届の写し(請負工事を発注する場合に限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

(事業遂行状況の報告)

第10条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の交付の決定のあった年度の9月末日における遂行状況を次に掲げる書類により、翌月の10日までに知事に報告しなければならない。ただし、知事が必要と認めた場合においては、随時報告を求めることができるものとする。

(1) 事業遂行状況報告書(第6号様式)

(2) 公共建築物木造・木質化推進事業遂行状況報告(第7号様式)

(翌年度にわたる工期変更の承認)

第11条 補助事業者は、事業計画書に記載した工期について、翌年度にわたる工期の変更をしようとするときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 繰越承認申請書(第8号様式)

(2) 事業変更計画書(第2号様式)

(3) 収支予算書(第3号様式)

(4) 繰越理由書(第9号様式)

(5) 繰越額計算書(第10号様式)

(6) 工程表(第11号様式)

(7) その他知事が必要と認める書類

2 前項に定める事業変更計画書、収支予算書及び工程表の記載の方法については、次のとおりとする。

(1) 事業変更計画書の事業費及び負担区分欄並びに収支予算書の予算額欄の記載は、年間計画額を上段に、年度内完了予定額を中段に、繰越額を下段にそれぞれ裸書きすること。

(2) 工程表は、繰越を必要とする工程について、当初を上段、変更を下段に適当な記号で表示すること。

(補助金の概算払)

第12条 知事は、補助金の交付決定をした場合において必要と認めるときは、交付の決定

を行った補助金額の範囲内で概算払をすることができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとする補助事業者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 概算払請求書（第 12 号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

（事業実績報告）

第 13 条 規則第 12 条第 1 項に規定する実績報告書及び知事が別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書（第 13 号様式）
- (2) 事業成績書（第 2 号様式）
- (3) 収支精算書（第 3 号様式）
- (4) 契約に関する書類の写し
- (5) 請負工事がある場合には、請負業者等からの完了届の写し及び出来高設計図書等
- (6) その他事業の実績を確認するための書類及びその写し

2 補助金の交付を受けた者は、事業実績報告を行うに当たって、当該補助金についての仕入れに係る消費税等相当額を減額して報告しなければならない。

（指示及び検査）

第 14 条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、現場、帳簿等の検査を行うものとする。

（補助金の額の確定）

第 15 条 知事は、規則第 13 条の規定により補助金の額を確定したときは、当該補助事業者に対して通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 16 条 補助事業者は、第 15 条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに公共建築物木造・木質化推進事業補助金交付請求書（第 14 号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 17 条 知事は、第 16 条の規定による請求書の提出があった場合において、適当と認めるときは、補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第 18 条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 5 条第 3 項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第 7 条の規定に違反したとき。
- (3) 第 14 条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合には、知事は、当該取り消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の返還）

第 19 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告に

- より当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書（第 15 号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

- 第 20 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具については取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものに限る。）で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）又は農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和 31 年 4 月 30 日農林省令第 18 号）別表に定められている耐用年数に相当する期間内に、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 知事は、補助事業者が前項の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は、当該補助事業者に対し、その収入の一部を県に納付させることがある。

（帳簿等の保管）

- 第 21 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を 5 年間整理保管しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、処分制限期間を経過しないものについては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金額、取得時期、処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した台帳を備え、かつ、必要な書類を整備保管しておかなければならない。

（その他）

- 第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 30 日から施行し、平成 23 年度繰越事業の補助金から適用する。

この要綱は、平成 25 年 6 月 5 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 3 月 2 日から施行し、平成 26 年度事業の補助金から適用する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行し、平成 29 年度事業の補助金から適用する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行し、平成 30 年度事業の補助金から適用する。

別表 1 (第 2 条、第 3 条関係)

補助対象経費 (事業の種類)		事業実施主体	補助率	備考
木造公共施設整備※	木造公共施設 木製外構施設 附帯施設	県、市町村、地方公共団体が 出資する法人、地方公共団体 の組合及び公共建築物におけ る木材の利用の促進に関する 法律施行令(平成 22 年 9 月 1 4 日政令第 203 号)第 1 条に 掲げる施設を整備する法人格 を有する者	15%	ただし、次に掲げる項目に該当する施設については、特にモデル性 が高いもの等として補助率を 1/2 以内とする。 ①CLT を構造耐力上主要な部分に活用する建築物 ②耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物 ③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物
	木質内装		3.75%	ただし、木質内装部分に係る事業費に 1/2 を乗じて得た金額を超えないこと。

※実施要領別紙 1 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金交付対象経費の規定による経費

別表 2 (第 4 条関係)

事業区分	事業種目	工種又は区分	呼称単位	
			A	B
木造公共建築物の整備	木造公共施設整備	木造公共施設 木質内装 木製外構施設 附帯施設	棟 基	延べ床面積m ² 延べ床面積m ²

※呼称単位 A、B は事業量の単位を示す。

別表 3 (第 7 条、第 8 条関係)

経費の配分の変更	事業の内容の変更
1. 補助金額の増減	1. 事業種目の新設、廃止 2. 事業実施主体ごとの事業量の 30% を超える増減